指宿市 中小企業災害復旧資金利子補助金のご案内

台風,豪雨,洪水,地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が, 災害復旧のために借入れた資金について,当該資金にかかる金利負担を軽減 するため,指宿市中小企業災害復旧資金利子補助金を制定しました。

補助対象者

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第2条第1号に規定する中小企業者 又は第2条第2号に規定する組合
 - (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 市内における災害により被害を受け、市長の発行する災害を受けたこと を証明するものの交付を受けた者

対象資金の条件

利子補助対象災害の災害復旧のために借入申し込みを行ったもの。

対象経費

前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に金融機関に支払った対象 資金(上限1,500万円)にかかる利子(延滞利子を除く)。

対象資金

次に掲げる資金で、災害復旧の目的で借入申し込みを行ったもの。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の資金
- (2) 県融資要綱に規定する緊急災害対策資金
- (3) 県内市町村制度資金

交付期間

償還開始(支払利子開始のみを含む。)の日に属する月から起算して5年

補助率

融資額によって異なります。

提出書類

- (1)中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書
- (2) 中小企業災害復旧資金利子支払い証明願
- (3)被災証明書等又はその写し
- (4) 事業報告書
- (5) 市税等の滞納がないことの証明
- (6) 中小企業災害復旧資金利子補助金交付請求書

【問い合わせ先】

指宿市役所 産業振興部商工水産課商工運輸係 代表:0993-22-2111(内線:313)